（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）

第十五条　令第六条第一項第一号イ(1)及び第二項第五号の国家公安委員会規則で定める障害の状態は、別表に定める第五級以上の障害等級に該当する身体上の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態とする。

（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）

第十六条　遺族給付金の支給について、法第十条第一項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族給付金支給裁定申請書（様式第一号）をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　申請者が生計維持関係遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた事実を認めることができる書類

六　申請者が令第六条第一項第一号イ(1)の国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた妻又は同条第二項第五号に該当していた者であるときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあつたことを証明することができる医師の診断書その他の書類

七　［略］

八　前号の場合において、生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時八歳未満であつた者が含まれているときは、当該者の生年月日を証明することができる書類

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

三　第五条第二号に定める事由がある場合において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないとき（第二条、第四条又は第五条第一号若しくは第三号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第三条又は第六条第一号に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）。

3　次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。

一　第一項第二号の規定に該当する場合（第三条に定める事由がある場合に限る。）において、犯罪行為が、児童虐待等に該当すると認められるとき（第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第二号又は第七条前段に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合

二　前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるとき。

（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）

第十五条　令第六条第一項第一号イ及び第二項第五号の国家公安委員会規則で定める障害の状態は、別表に定める第五級以上の障害等級に該当する身体上の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態とする。

（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）

第十六条　［同上］

［一～四　同上］

五　申請者が令第六条第一項第一号の生計維持関係遺族（第七号において単に「生計維持関係遺族」という。）であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた事実を認めることができる書類

六　申請者が令第六条第一項第一号イの国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた妻又は同条第二項第五号に該当していた者であるときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあつたことを証明することができる医師の診断書その他の書類

七　［同上］

［号を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］